



平成21年11月11日

各 医 師 会

感染症危機管理担当理事 殿

福 岡 県 医 師 会

感染症危機管理担当理事

原 口 宏 之

(公 印 省 略)

新型インフルエンザワクチンの接種に係る16歳未満の者の保護者の同伴について

新型インフルエンザワクチンの接種に当たっては、「受託医療機関等における新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種実施要領」に基づき、優先接種対象者等のうち16歳未満の者が接種を受ける場合は、その保護者が同伴することとされておりますが、今般、16歳未満の者（中学生に相当する年齢以下の者をいう。）のうち、中学生に相当する年齢の者が接種を受ける場合は、その保護者が当該ワクチンの接種に係る安全性等を十分に理解し同意することにより、その保護者の同伴がなくとも接種を受けられる旨、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

本件において、受託医療機関は、下記事項に留意の上、接種を実施することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下の受託医療機関に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【受託医療機関における留意事項】

- 1) 当該接種対象者が持参した別紙様式「新型インフルエンザの予防接種について」の自署欄に、当該接種対象者の保護者の署名があることを確認した上で接種を行うこと。
- 2) 接種の実施に当たっては、接種対象者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、接種対象者に同要領別紙様式2の予診票に必要事項を記載させること。
- 3) 予診票に記載されている質問事項に関する本人への問診等を通じ、診察等を実施した上で、必要に応じて保護者に確認するなど、接種への不適用要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
新型インフルエンザ対策委員会
会長 丸山 泉

(地Ⅲ166F)

平成21年11月5日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

新型インフルエンザワクチンの接種に係る16歳未満の者の
保護者の同伴について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「受託医療機関等における新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチン接種実施要領」の策定につきましては、平成21年10月14日付（地Ⅲ145F）をもって貴会宛にお送り申し上げました。

新型インフルエンザワクチンの接種に当たっては、同要領に基づき、優先接種対象者等のうち16歳未満の者が接種を受ける場合はその保護者が同伴することとしているところですが、今般、別添のとおり、16歳未満の者（中学生に相当する年齢以下の者をいう。）のうち、中学生に相当する年齢の者が接種を受ける場合は、その保護者が当該ワクチンの接種に係る安全性等を十分に理解し同意することにより、その保護者の同伴がなくとも接種を受けられるものとし、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局より、各都道府県等新型インフルエンザ対策担当課宛に事務連絡がなされ、本会に対しても、周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本件について、受託医療機関は、当該接種対象者が持参した別紙様式「新型インフルエンザの予防接種について」の自署欄に、当該接種対象者の保護者の署名があることを確認した上で接種を行うこと、また、接種の実施に当たっては、接種対象者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを

確認するために、接種対象者に同要領別紙様式2の予診票に必要事項を記載させるとともに、予診票に記載されている質問事項に関する本人への問診等を通じ、診察等を実施した上で、必要に応じて保護者に確認するなどして接種への不適用要件の事実関係等を確認するための予診に努めることとされておりますことにご留意ください。

事 務 連 絡
平成 21 年 11 月 4 日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザワクチンの接種に係る
16 歳未満の者の保護者の同伴について

新型インフルエンザワクチンの接種に当たっては、「受託医療機関における
新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）ワクチン接種実施要領の策定について」
（厚生労働省発健 1013 第 4 号平成 21 年 10 月 13 日付け厚生労働事務次官通知）
に基づき、優先接種対象者等のうち 16 歳未満の者が接種を受ける場合はその
保護者が同伴することとしているところであるが、中学生に相当する年齢の者
が接種を受ける場合は、その保護者が当該ワクチンの接種に係る安全性等を十
分に理解し同意することにより、その保護者の同伴がなくとも接種を受けられ
るものとするよう、各都道府県・政令市・特別区新型インフルエンザ対策担当
課あて、別紙のとおり通知したので、貴会所属医療機関あて周知方よろしくお
願いいたします。

(別紙)

事 務 連 絡
平成 21 年 11 月 4 日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 新型インフルエンザ対策担当課御中

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザワクチンの接種に係る
16 歳未満の者の保護者の同伴について

新型インフルエンザワクチンの接種に当たっては、「受託医療機関における
新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）ワクチン接種実施要領の策定について」
（厚生労働省発健 1013 第 4 号平成 21 年 10 月 13 日付け厚生労働事務次官通知）
に基づき、優先接種対象者等のうち 16 歳未満の者が接種を受ける場合はその
保護者が同伴することとしているところである。

今回の新型インフルエンザワクチンの接種に当たっては、接種対象者がその
安全性を十分に理解した上で接種を受けることが必要であることから、その保
護者が同伴することとしたものであるが、16 歳未満の者（中学生に相当する
年齢以下の者をいう。）のうち、中学生に相当する年齢の者が接種を受ける場
合は、その保護者が当該ワクチンの接種に係る安全性等を十分に理解し同意す
ることにより、その保護者の同伴がなくとも接種を受けられるものとする。

なお、その場合にあっては、受託医療機関は、当該接種対象者が持参した別
紙様式「新型インフルエンザの予防接種について」の自署欄に、当該接種対象
者の保護者の署名があることを確認した上で接種を行うこととされたい。

また、接種の実施に当たっては、接種対象者本人が予防接種不適当者又は予
防接種要注意者か否かを確認するために、接種対象者に同通知別紙様式 2 の予
診票を記載させるとともに、予診票に記載されている質問事項に関する本人へ
の問診等を通じ、診察等を実施した上で、必要に応じて保護者に確認するなど
して接種への不適用要件の事実関係等を確認するための予診に努められたい。

新型インフルエンザの予防接種について

保護者の方へ：必ずお読み下さい。

【予防接種の対象となっている中学生に相当する年齢のお子様をお持ちの保護者の方へ】

保護者が同伴することなくお子様に新型インフルエンザの予防接種を受けさせる場合には、あらかじめ保護者の方が、この説明文書の内容をよくお読みいただき、ご理解いただく必要があります。さらに、接種を受けるお子様にも保護者の責任のもとに説明し、納得させて予防接種を受けさせてください。そして、この説明文書に保護者が署名して、当日は必ずお子様に持参させてください。もし、この文書の内容が理解できない場合や、接種を受けさせたいがお子様が納得していない場合には、必ず保護者が同伴するようにしてください。

なお、保護者が接種を受けさせると判断していた場合にも、お子様がその場で拒否した場合や、医師が接種の適応がないと判断した場合には、実施されないことがあります。

1. ワクチンの目的

新型インフルエンザの感染者の多くは軽症のまま回復していますが、ごく一部に重症化している方がいます（表）。このワクチンの目的は、あなたのお子様に接種することで、新型インフルエンザに感染して重症化しにくくすることにあります。ただし、ワクチンの効果は完全ではなく、接種したからといっても、確実に重症化を予防することができるわけではないことを理解しておく必要があります。

表 新型インフルエンザによる入院患者と重症患者（2009年10月30日現在）

	総 数	うち、10～14 歳	うち、15～19 歳
推 定 患 者 数	4 2 7 万人	1 3 3 万人	7 5 万人
入 院 患 者 数 (推計患者数に対する比率)	3 7 4 6 人 (0. 0 9 %)	8 1 4 人 (0. 0 6 %)	1 8 3 人 (0. 0 2 %)
重 症 患 者 数 (推計患者数に対する比率)	2 5 9 人 (0. 0 0 6 %)	5 0 人 (0. 0 0 4 %)	9 人 (0. 0 0 1 %)

※推定患者数は、平成21年7月27日から平成21年10月25日までの推計患者数

入院患者数は、平成21年7月27日から平成21年10月27日までに入院した者の数

重症患者数は、入院中に一時期でも急性脳症に罹患、又は人工呼吸器を利用した患者の数

なお、新型インフルエンザワクチンは、希望される方すべてに接種ができるよう、十分な量を確保しています。

2. ワクチンの安全性

国産の新型インフルエンザワクチンは、季節性インフルエンザワクチンと同じ製造方法で作られており、一定の安全性が確認されています。

ただし、接種した場所が赤くはれたり、痛みが数日続いたりすることがあります（発赤、腫脹、疼痛など）。また、一時的に発熱したり、吐き気や頭痛をおぼえることもあります（発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、嘔吐など）。さらに、まれに全身にかゆみのある発疹が出ることがあります（発疹、じんましん、発赤、掻痒感など）。こうした症状が強くなってしまった場合には、すぐに医師に相談することで、適切な治療を受けることができます。

季節性インフルエンザの場合、接種した場所のはれや痛みなどは、接種を受けられた方の10～20%に起こりますが、2～3日で消失します。発熱、吐き気や頭痛は、接種を受けられた方の5～10%にみられ、2～3日で消失します。

そのほかに、ワクチン接種が原因かどうかは明らかではありませんが、急に手や足の動きが悪くなったり、意識を失ってしまったりといった重い症状が出ることがあります（ギランバレー症候群、急性脳症、急性散在性脳脊髄炎、けいれん、肝機能障害、喘息発作、紫斑など）。この場合も速やかに医師の治療を受けることで多くが回復しますが、極めてまれに後遺症を残すこともあります。

なお、接種した場所の異常な反応や体調の変化、さらに高熱やけいれんなどの症状が出た場合には、速やかに医師の診察を受けて下さい。

3. 健康被害の救済制度について

今回の新型インフルエンザワクチンの接種を受けた方が、ワクチンの接種によって医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、現時点では、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度により、将来的には、現在検討中の新法により、一定の補償を受けることができます。

健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、決められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了するか、障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が新型インフルエンザワクチンの接種によって引き起こされた

ものか、別の要因（予防接種をする前、あるいは予防接種をした後に紛れ込んだ感染症、あるいは別の原因など）によるものなのかの因果関係を、各分野の専門家において審議し、新型インフルエンザワクチンの接種によるものと認定された場合に補償をうけることができます。

4. 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医と相談の上、接種するかを決めて下さい。

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害、気管支喘息等の基礎疾患を有する方
- (2) 予防接種で接種後 2 日以内に副反応（発熱や全身性発疹等のアレルギー症状）を疑う症状がある方
- (3) 過去にけいれんの既往のある方
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (5) 鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーがある方

また、お子様が以下の状態の場合には、予防接種を受けることができません。

- (1) 明らかな発熱を呈している方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 本剤の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- (4) 上記に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態であると医師に判断された方

くわしいことをお知りになりたい場合は、厚生労働省ホームページ等ご覧いただくとともに、厚生労働省又はお住まいの都道府県にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ :

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

厚生労働省コールセンター : 03-3501-9031

これまで記載されている内容をよく読み、十分理解し、お子様も接種について納得された上で接種させることを決めた場合は、下記の保護者自署欄に署名してください。（署名がなければ予防接種は受けられません）

私は新型インフルエンザの予防接種を受けさせるに当たっての説明文書を読み、予防接種の目的や効果、安全性について理解しました。この文書を持参する本人の保護者として新型インフルエンザのワクチンを接種することに同意します。

保 護 者 自 署 _____

被 接 種 者 氏 名 _____

被接種者生年月日 _____

住 _____ 所 _____

緊 急 の 連 絡 先 _____